

水産庁船舶岸壁陸電設備電気供給（白鷺丸）仕様書

- 1 目 的 水産庁船舶岸壁で使用する電気を需要に応じて供給することを目的とする。
- 2 需 要 場 所 新潟西港万代島埠頭岸壁（新潟県新潟市中央区万代島7丁目地先）
- 3 業種及び用途 船 舶
- 4 仕 様
 - (1) 供給電気方式 交流3相3線式
 - (2) 供給電圧 6, 600V
 - (3) 計量電圧 6, 600V
 - (4) 標準周波数 50Hz
 - (5) 受電容量・台数 500kVA
 - (6) 供給方式 一回線方式
 - (7) 予定契約電力 84kW
 - (8) 予定使用電力量 178, 583kWh
(月別の予定使用電力量は別紙1のとおり。)
 - (9) 予定力率 100%
 - (10) 電力量等の検針
自動検針装置 有
電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 - (11) 需給地点 需要場所構内引込口に水産庁の施設した6, 600V
高压区分閉器電源側接続点
 - (12) 電気工作物の財産分界点 需要場所構内引込口に水産庁の施設した6, 600V
高压区分閉器電源側接続点
 - (13) 保安上の責任分界点 電気工作物の財産分界点と同じ

5 供給電気の要件等

供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は40%以上とすること。なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。

・自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定）

・非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であって

FIT 非化石証書及びトラッキング付非FIT 非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット

6 契約期間 自 令和 8年 4月 1日 午前0時
至 令和 9年 3月31日 午後12時

7 応札者の条件

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、別紙2「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に記載の条件を満たすこと。

8 協 議

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、当所担当職員と必要に応じて打ち合わせを行い対応するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに当所担当職員と協議して対応するものとする。

9 環境負荷低減の取組

(1)環境関係法令の遵守

受注者は、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

(2)環境関係法令の遵守以外の事項

受注者（受託者）は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

10 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

- (2) 船舶には発電設備（600kVA×2台、66kVA×1台）を有している。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額は考慮しないこと。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- オ 国が政府契約の支払い遅延防止法等に関する法律(昭和24年法256号)第8条第1項により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (5) 料金の請求・支払等に関する事務処理については、当所担当職員と打ち合わせを行い、当所担当職員の指示により対応するものとする。
- (6) 受注者は、発注者と協議して定める時期に、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、発注者に書面（様式自由）で提出することとする。

(別紙1)

令和8年度月別予定使用電力量

年月	月別予定使用電力量 (kWh)
令和8年4月	12,140
令和8年5月	744
令和8年6月	26,309
令和8年7月	10,369
令和8年8月	24,460
令和8年9月	4,521
令和8年10月	17,713
令和8年11月	11,186
令和8年12月	12,703
令和9年1月	20,749
令和9年2月	17,184
令和9年3月	20,505
合計	178,583

最大需要電力（過去12か月）月別実績（参考）

年月	最大需要電力（kW）
令和7年1月	72
令和7年2月	71
令和7年3月	80
令和7年4月	84
令和7年5月	1
令和7年6月	71
令和7年7月	66
令和7年8月	66
令和7年9月	56
令和7年10月	59
令和7年11月	64
令和7年12月	80

（注）月別実績は将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

(別紙2)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、

- ① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、
 - ② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況、
 - ③ 令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、
 - ④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組
- の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和5年度1kWh当たりの 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
	0.520以上	0
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.0%以上	20
	8.00%以上 15.0%未満	15
	3.00%以上 8.0%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域に おける再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、別紙(表)「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の「各用語の定義」

用語	定義
<p>① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数</p>	<p>「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であつて、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
<p>② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和5年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

	<p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））</p> <p>② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）</p>

	<p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量 (kWh)</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>